

様式 1 公表されるべき事項

大学共同利用機関法人人間文化研究機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤勉手当については、人間文化研究機構役員給与規程により、その者の業務実績に応じ、経営協議会に諮って、これを増額し、または減額することが出来る。
平成21年度においては、業績実績に反映するほど、特に顕著な業績や失態がなかったため、業務実績に基づく役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	(1) 国の指定職俸給表の平均改定率△0.3%を踏まえて基本給を引下げ。 (2) 期末特別手当を期末手当及び勤勉手当に改編し、国の指定職俸給表適用職員の賞与支給割合が年間0.25月引き下げられることを踏まえて支給割合を引下げ。なお、平成21年12月期については、平成21年6月期で実施した特例措置による凍結分(0.15月)を踏まえた支給割合で支給。	
理事		法人の長に同じ
理事(非常勤)		国の指定職俸給表の平均改定率△0.3%を踏まえて基本給を引下げ。
監事		適用者なし
監事(非常勤)		理事(非常勤)に同じ

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 20,411	千円 12,780	千円 5,387	千円 2,172 (地域手当) 71 (通勤手当)			
A理事	千円 15,468	千円 9,400	千円 3,962	千円 1,598 (地域手当) 87 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)			
B理事	千円 15,388	千円 9,400	千円 3,962	千円 1,598 (地域手当) 427 (通勤手当)		3月31日	
C理事(非常勤)	千円 2,204	千円 2,204	千円 ()	千円 ()			
D理事(非常勤)	千円 4,964	千円 4,964	千円 ()	千円 ()		3月31日	**
C監事(非常勤)	千円 1,520	千円 1,520	千円 ()	千円 ()		3月31日	
D監事(非常勤)	千円 1,520	千円 1,520	千円 ()	千円 ()		3月31日	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳が千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A						該当者なし	
理事B	2,346 (33,517)	2 (24)	0	平成22年 3月31日	—	業績に反映するほどの特に顕著な業績や失態がなかったため、業務実績に基づく退職手当の増減は行わなかった。	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

- ・業務運営の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行い、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

- ・職員給与水準については、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）により準用される独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）及び職員給与改定に関する政府方針（閣議決定）に基づき、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準となるよう決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

- ・勤務成績により年1回の昇給時に昇給の号給数に反映させるほか、勤勉手当の増減を行う。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇格)	国家公務員給与法適用職員に準じ、勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
本給月額 (昇給)	国家公務員給与法適用職員に準じて勤務成績を判定し、その昇給区分に応じた号給数を昇給させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	国家公務員給与法適用職員に準じ、基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

(平成21年4月1日から実施)

(1) 地域手当

- ・国に準拠して、地域手当の支給割合を引き上げ（東京23区・佐倉市）。

(2) 期末・勤勉手当

- ・6月期の支給割合を暫定的に0.2月引き下げ。

(平成21年10月1日から実施)

- ・旧国立国語研究所から身分承継された職員の本給月額について、身分承継された日の前日に受ける本給月額を本給として支給することができる経過措置をとった。

- ・旧国立国語研究所から身分承継された職員のうち研究員となった者の給与について研究職本給表を適用する経過措置をとった。

(平成21年12月1日から実施)

(1) 基本給

- ・国に準拠して、初任給を中心とした若年層を除き、本給月額及び経過措置基準額を引下げ。

(2) 住居手当

- ・国に準拠して、自宅に係る住居手当を廃止。

(3) 期末・勤勉手当

- ・国に準拠して、12月期の期末勤勉手当の支給割合を引き下げ。

(4) 本給の調整額

- ・国に準拠して、大学院担当に係る本給の調整額及び経過措置基準額を引き下げ。

(平成22年1月1日から実施)

- ・指定職相当給与を支給していた機関の長について、研究教育職（教授）相当給与を支給。

- ・機関の長に支給する機関長手当を新設。

- ・国に準拠して、管理職手当の経過措置基準額を引き下げ。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 344	歳 47.8	千円 8,299	千円 6,123	千円 196	千円 2,176
事務・技術	人 152	歳 43.5	千円 6,381	千円 4,766	千円 192	千円 1,615
教育職種 (大学教員)	人 184	歳 50.9	千円 9,685	千円 7,097	千円 200	千円 2,588
研究職種	人 3	歳 50.5	千円 8,192	千円 6,023	千円 318	千円 2,169
指定職種	人 5	歳 65.9	千円 15,648	千円 11,537	千円 107	千円 4,111

任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 87	歳 35.7	千円 3,826	千円 3,428	千円 178	千円 398
事務・技術	人 34	歳 34.2	千円 3,262	千円 2,489	千円 185	千円 773
教育職種 (大学教員)	人 16	歳 35.7	千円 3,971	千円 3,451	千円 230	千円 520
教育職種 (プロジェクト研究員)	人 37	歳 37.1	千円 4,281	千円 4,281	千円 150	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員、任期付職員及び非常勤職員の医療職種については、該当者がいないため省略した。

注3:再任用職員の区分については、該当者がいないため省略した。

注4:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注5:「教育職(プロジェクト研究員)」とは、人間文化研究機構の各機関における特定のプロジェクトに従事する職員を示す。

注6:任期付職員及び非常勤職員の教育職種(大学教員)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

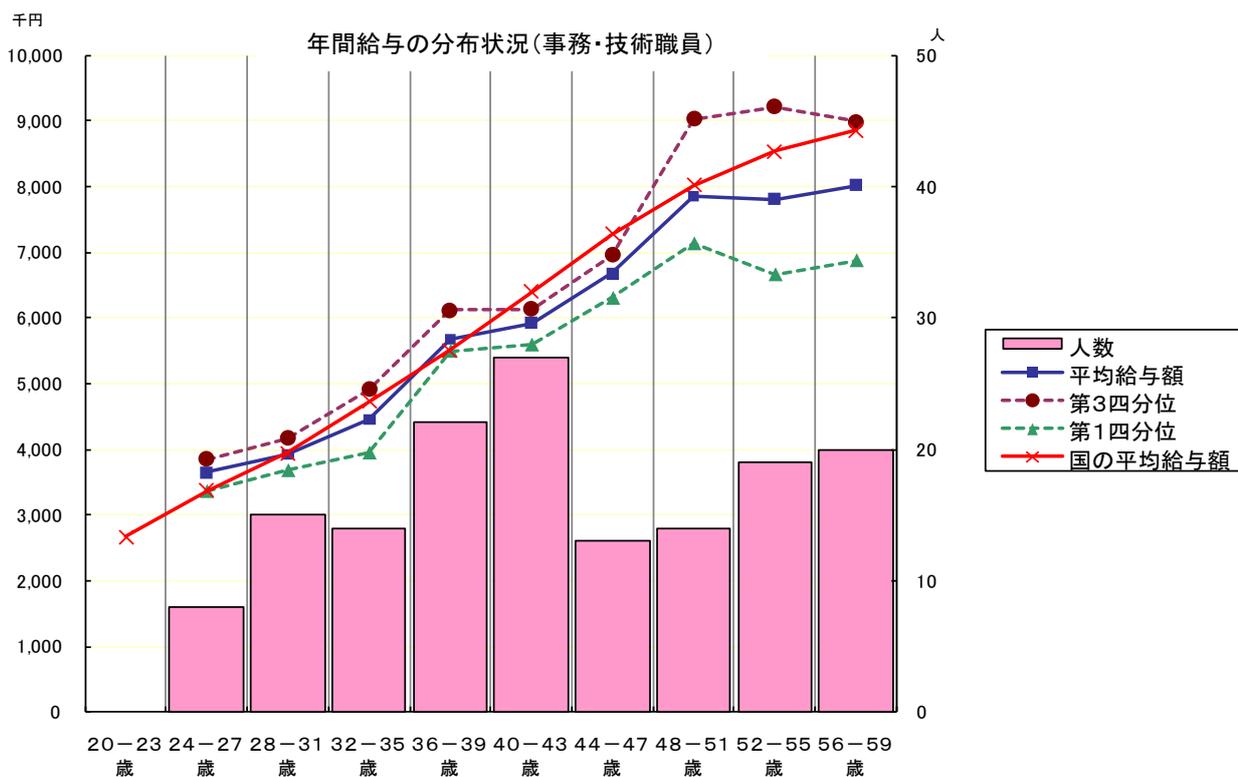
区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人 13	歳 39.7	千円 5,600	千円 5,600	千円 131	千円 0
教育職種 (地域研究推進センター上級研究員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (地域研究推進センター研究員)	人 6	歳 40.3	千円 6,076	千円 6,076	千円 106	千円 0
教育職種 (地域研究推進センターPD研究員)	人 6	歳 34.2	千円 4,402	千円 4,402	千円 142	千円 0

注1:教育職種(地域研究推進センター上級研究員、研究員及びPD研究員)とは、関係大学・機関と研究拠点を共同設置し、拠点間のネットワークを構築して、研究を推進する地域研究推進事業に従事する者をいう。

注2:常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員の医療職種については、該当者がいないため省略した。

注3:任期付職員(年俸制)の教育職種(地域研究推進センター上級研究員)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

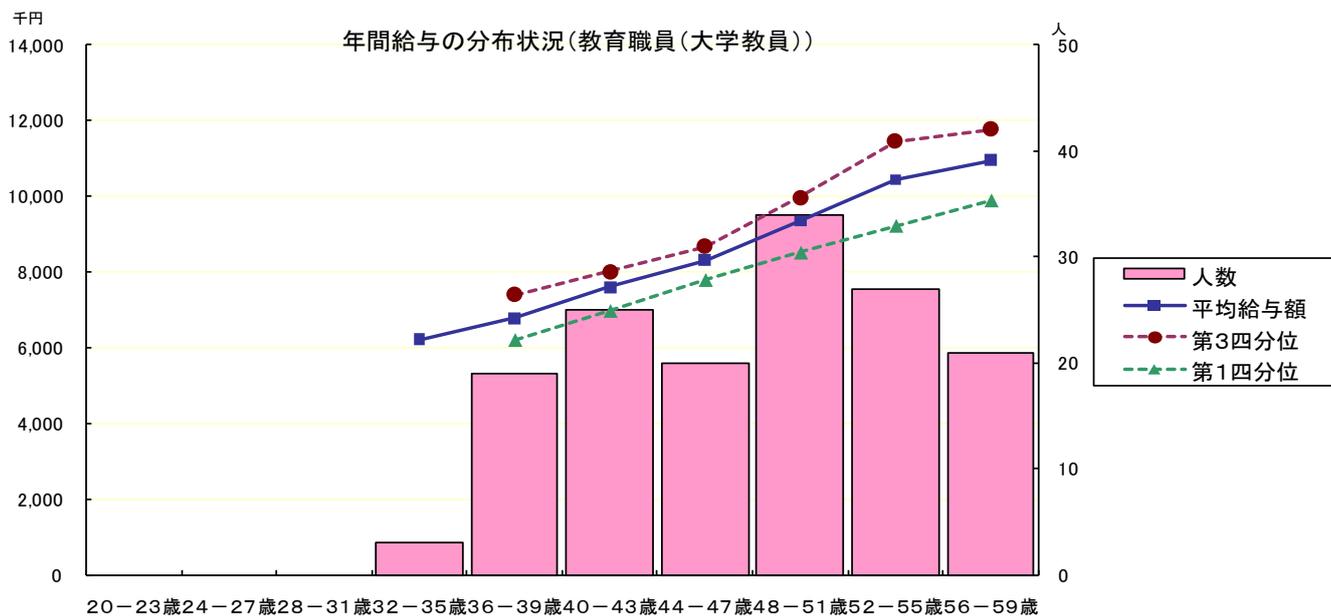


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	3	52.2	-	10,385	-
課長	18	54.1	8,737	9,088	9,480
課長補佐	14	53.1	6,930	7,212	7,385
係長	68	45.5	5,834	6,295	6,787
主任	19	37.6	4,538	5,055	5,570
係員	30	30.9	3,604	4,029	4,285

注)部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1、第3分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1四分位		第3四分位
教授	86	57.4	10,746	11,289	11,891
准教授	80	46.2	7,593	8,207	8,755
助教	18	40.8	6,106	6,544	6,980

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	一般職員主任	係長主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	152 人	9 人 (5.9%)	25 人 (16.4%)	68 人 (44.7%)	26 人 (17.1%)	5 人 (3.3%)
年齢(最高 ～最低)		28 歳 }	44 歳 }	58 歳 }	58 歳 }	59 歳 }
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,004 千円 }	4,028 千円 }	5,685 千円 }	5,637 千円 }	6,352 千円 }
年間給与 額(最高～ 最低)		2,290 千円 }	2,655 千円 }	3,377 千円 }	4,689 千円 }	5,262 千円 }
		3,935 千円 }	5,357 千円 }	7,528 千円 }	7,829 千円 }	8,485 千円 }
		3,076 千円	3,567 千円	4,538 千円	6,471 千円	7,282 千円

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	管理部長	事務局長 管理部長		
人員 (割合)	16 人 (10.5%)	3 人 (2.0%)	該当者なし ()	該当者なし ()	該当者なし ()
年齢(最高 ～最低)	59 歳 }	53 歳 }	}	}	}
	44 歳	50 歳			
所定内給 与年額(最高 ～最低)	7,415 千円 }	7,835 千円 }	}	}	}
	6,288 千円	7,430 千円			
年間給与 額(最高～ 最低)	9,965 千円 }	10,577 千円 }	}	}	}
	8,454 千円	10,129 千円			

注:9級及び10級の標準的な職務の内容並びに資格基準については、機構長が別に定める。

(教員職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	助手 助教	講師	准教授	教授	
人員 (割合)	184 人	該当者なし ()	18 人 (9.8%)	該当者なし ()	80 人 (43.5%)	86 人 (46.7%)	該当者なし ()
年齢(最高 ～最低)		}	49 歳 }	}	62 歳 }	64 歳 }	}
			34 歳		34 歳	47 歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	5,926 千円 }	}	7,024 千円 }	10,339 千円 }	}
			4,077 千円		4,425 千円	6,584 千円	
年間給与 額(最高～ 最低)		}	8,047 千円 }	}	9,695 千円 }	13,922 千円 }	}
			5,571 千円		5,940 千円	9,219 千円	

注:6級の標準的な職務の内容並びに資格基準については、機構長が別に定める。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 66.4	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 33.6	% 35.2
	最高～最低	% 46.2 (% 42.4 (% 44.1 (
		34.2	30.2	32.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 67.9	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 32.1	% 34.0
	最高～最低	% 42.9 (% 38.5 (% 37.4 (
		33.3	29.7	31.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.4	% 66.1	% 64.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.6	% 33.9	% 35.6
	最高～最低	% 47.2 (% 46.4 (% 46.4 (
		34.2	30.2	32.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 67.9	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 32.1	% 34.0
	最高～最低	% 43.2 (% 43.2 (% 43.2 (
		34.0	30.0	31.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

94.8
109.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

101.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 94.8	
	参考	地域勘案 95.2
		学歴勘案 93.0
	地域・学歴勘案 94.1	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 90.1% (国からの財政支出額 13,010,807,118円、支出予算の総額 14,441,997,268円：平成21年度予算) 【検証結果】 社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を充分考慮して適正な給与水準に決定されている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成20年度決算) 【検証結果】 適正である。	
講ずる措置	引き続き、給与水準の適切性の維持に努める。	

○教育職員（大学教員）と国家公務員との給与水準の比較指標 97.9

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、

平成21年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員（大学教員）と国家公務員（平成15年度の教育職（一））との給与水準（年額）の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,482,499	千円 3,366,286	千円 (%) 116,213 (3.5)	千円 (%) △ 193,322 (△5.3)
退職手当支給額 (B)	千円 384,847	千円 201,823	千円 (%) 183,024 (90.7)	千円 (%) 119,985 (45.3)
非常勤役員等給与 (C)	千円 1,415,489	千円 1,352,865	千円 (%) 62,624 (4.6)	千円 (%) 285,849 (25.3)
福利厚生費 (D)	千円 525,411	千円 515,317	千円 (%) 10,094 (2)	千円 (%) 687 (0.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,808,246	千円 5,436,291	千円 (%) 371,955 (6.8)	千円 (%) 213,199 (3.8)

注:平成21年10月1日に国立国語研究所が設置された。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」が比較増(116,213千円 3.5%増)となった理由
平成21年10月1日に旧独立行政法人国立国語研究所職員を身分承継したため。

②「最広義人件費」が比較増(371,955千円 6.8%増)となった理由

上記①の増額要因と同様である。

③「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の趣旨、及び「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造の改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。

iii) 人件費削減の取組の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	4,247,916	3,988,018	3,964,631	3,859,872	3,703,728
人件費削減率 (%)		△ 6.1	△ 6.7	△ 9.1	△ 12.8
人件費削減率(補正值) (%)		△ 6.1	△ 7.4	△ 9.8	△ 11.1

・「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額に旧独立行政法人国立国語研究所の平成17年度の給与、報酬等支給総額を合算した額である。また、平成18年度～平成21年度の給与、報酬等支給総額は旧独立行政法人国立国語研究所の各年度の給与、報酬支給総額を合算した額である。

・上記のため、給与、報酬等支給総額(A)の前年度(平成20年度)、当年度(平成21年度)の額とは一致しない。

IV 法人が必要と認める事項

特になし